

平成22年8月  
国家公安委員会・警察庁

### 租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした 租税特別措置等の名称		検査特別報奨金の非課税
2	要望の内容		<p>検査特別報奨金制度( )により支払われる検査特別報奨金について、所得税の算出の際に一時所得として扱わないよう措置しようとするもの。【新設】</p> <p>都道府県警察が検査を行っている事件のうち警察庁が特に指定するものに関して、当該事件の検挙に結び付く有力な情報を提供した者のうちの優等者に対して国費により報奨金を支払う制度。</p>
3	担当部局		警察庁刑事局刑事企画課
4	評価実施時期		平成22年8月(分析対象期間:平成19年4月~平成22年8月)
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯		
6	適用又は延長期間		3年間
7	必要性等	政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>殺人等の重要凶悪事件の発生は、国民の体感治安に大きな影響を与える。国民に安心感を与えるためには、これらの重要凶悪事件の被疑者を警察において確実に検挙する必要がある。しかし、近年、国民の意識の変化による聞き込み検査等の困難化等により、警察の検査を取り巻く環境は厳しさを増している。このため、警察庁は、重要凶悪事件等の解決のため的一般からの情報提供を促進することを目的として、検査特別報奨金制度を、平成19年度に導入した。同制度は、警察庁特別手配等がなされた指名手配被疑者に係る事件や、発生から6か月が経過するなどした特異又は重要事件を対象としている。</p> <p>検査特別報奨金を非課税とすることは、これにより、一般国民からの情報提供を促進し、社会的の反響の大きい殺人等の重要凶悪事件をより多く検挙して国民に治安に対する安心感を与えることを目的とする。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008(平成20年12月犯罪対策閣僚会議決定)</p>
			<p>「犯罪検査の的確な推進」における「重要犯罪( )に係る検査の強化」</p> <p>殺人、強盗、放火、強姦、略取誘拐・人身売買及び強制わいせつ</p>
			<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>検査特別報奨金制度対象事件に関する国民からの情報提供を促進する。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>検査特別報奨金制度対象事件1件あたりの月平均情報提供件数</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>検査特別報奨金制度対象事件に関する国民からの情報提供を促進することにより、同制度対象事件の検挙事件数が増加し、国民に治安についての安</p>

			心感を与えることが可能となる。
8	有効性等	適用数等	<p>平成 23～25 年度:各年度当たり 1 事件 (算出根拠)</p> <p>平成 19 年 5 月(第 1 回目広告)から平成 22 年 8 月までの間において捜査特別報奨金制度対象事件のうち国民から提供された情報が検挙へ寄与した検挙事件数</p> <p>1 事件(1 年平均約 0.3 事件)</p>
	減収額		<p>平成 23～25 年度:各年度当たり 17.2 万円 (算出根拠)</p> <p>捜査特別報奨金の支払額を 300 万円、給与を 430 万円( )と設定 1 年を通じて勤務した給与所得者 1 人当たりの平成 20 年における平均給与</p> <p>報奨金に課税した場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・捜査特別報奨金の課税対象額(所得税法第 22 条第 2 項第 2 号、第 34 条)</li> </ul> $= ((\text{捜査特別報奨金} - \text{情報入手に要した経費}) - 50 \text{ 万円}) \times 50\%$ $= ((300 \text{ 万円} - 0 \text{ 円}) - 50 \text{ 万円}) \times 50\% = 125 \text{ 万円}$ <ul style="list-style-type: none"> <li>・給与所得(所得税法第 28 条、別表 5)</li> </ul> <p>給与等の収入金額が 430 万円の場合、290 万円</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・課税総所得金額(所得税法第 22 条、第 86 条、第 89 条第 2 項)</li> </ul> $= \text{総所得金額} - \text{所得控除}$ $= 290 \text{ 万円} + 125 \text{ 万円} - 38 \text{ 万円} (\text{基礎控除額}) = 377 \text{ 万円}$ <ul style="list-style-type: none"> <li>・課税額(所得税法第 89 条第 1 項)</li> </ul> $= 195 \text{ 万円} \times 5\% + (330 \text{ 万円} - 195 \text{ 万円}) \times 10\%$ $+ (377 \text{ 万円} - 330 \text{ 万円}) \times 20\% = 32.65 \text{ 万円}$ <p>報奨金を非課税とした場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・課税総所得金額</li> </ul> $= 290 \text{ 万円} - 38 \text{ 万円} = 252 \text{ 万円}$ <ul style="list-style-type: none"> <li>・課税額</li> </ul> $= 195 \text{ 万円} \times 5\% + (252 \text{ 万円} - 195 \text{ 万円}) \times 10\% = 15.45 \text{ 万円}$ <p>非課税とした場合の減収額</p> $= 32.65 \text{ 万円} - 15.45 \text{ 万円} = 17.2 \text{ 万円}$
	効果・達成目標の実現状況		<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成 19 年 4 月～平成 22 年 8 月)</p> <p>捜査特別報奨金制度の報奨金は上限 300 万円(特に必要がある場合には 1,000 万円を超えない範囲で増額して定めることができる)であるが、現状では、支払われた報奨金に対して、これを一時所得として所得税が課税されており、報奨金が非課税とされれば、実際に得られる金額も多くなるとともに、確定申告等の手間がなくなることから、更なる情報の提供が期待される。</p> <p>また、警察では、情報提供者を保護するため、捜査特別報奨金の支払について、情報提供者の要望を踏まえ保秘を徹底しているところであるが、報奨金が非課税とされれば、確定申告等の手続を行うことにより情報提供を行ったことが周囲に知られてしまうのではないかと危惧していた情報提供者の不安の除去も図られることからも、更なる情報の提供が期待できる。</p>

		<p>これにより、社会的反響の大きい殺人等の重要凶悪事件をより多く検挙することができることとなり、国民に治安に対する安心感を与えることが可能となる。</p> <p>これまでの捜査特別報奨金制度対象事件のうち、国民からの情報提供による検挙事件数は1事件(1年平均約0.3事件)にとどまっているところ、情報提供件数の増加により、これまでの1年間当たりの検挙事件数以上の効果が見込まれる。</p> <p>〔租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況〕(分析対象期間:平成19年4月～平成22年8月)</p> <p>捜査特別報奨金対象事件1事件当たりの月平均情報提供件数は、これまで20件前後で推移している( )ところ、支払われる捜査特別報奨金に所得税を課さないこととすることにより、一般国民から提供される情報の件数が増加し、さらに多くの対象事件が検挙されることとなると考えられる。</p> <p>捜査特別報奨金対象事件1事件当たりの月平均情報提供件数 平成19年度 24.2件、平成20年度 17.3件、平成21年度 25.5件</p> <p>〔租税特別措置等が新設・拡充又は延長されなかった場合の影響〕(分析対象期間:平成19年4月～平成22年8月)</p> <p>捜査特別報奨金に所得税が課せられる場合、対象事件に係る情報件数の増加は見込めず、対象事件の検挙事件数も向上しないものと考えられる。</p> <p>〔税収減を是認するような効果の有無〕(分析対象期間:平成19年4月～平成22年8月)</p> <p>当該措置により発生する税収の減少額は、社会的反響の大きい殺人等の重要凶悪事件をより多く検挙することにより、国民に治安に対する安心感を与えるという公益上の便益に比して是認される範囲のものであると考えられる。</p>	
9	相当性	租税特別措置等によるべき妥当性等	納税手続きをなくし、情報提供者の負担を軽減するとともに、情報提供者に関する保秘の徹底を図るという観点からは、他の政策手段は取り得ず、捜査特別報奨金を非課税とする租税特別措置が必要である。
		他の支援措置や義務付け等との役割分担	捜査特別報奨金そのものが国費から支払われるものであり、本件租税特別措置は、これに所得税を課さないこととするものである。
		地方公共団体が協力する相違性	地方税には影響を及ぼすことはない。
10	有識者の見解	特段の審議会等での検討結果等はない。	
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		